

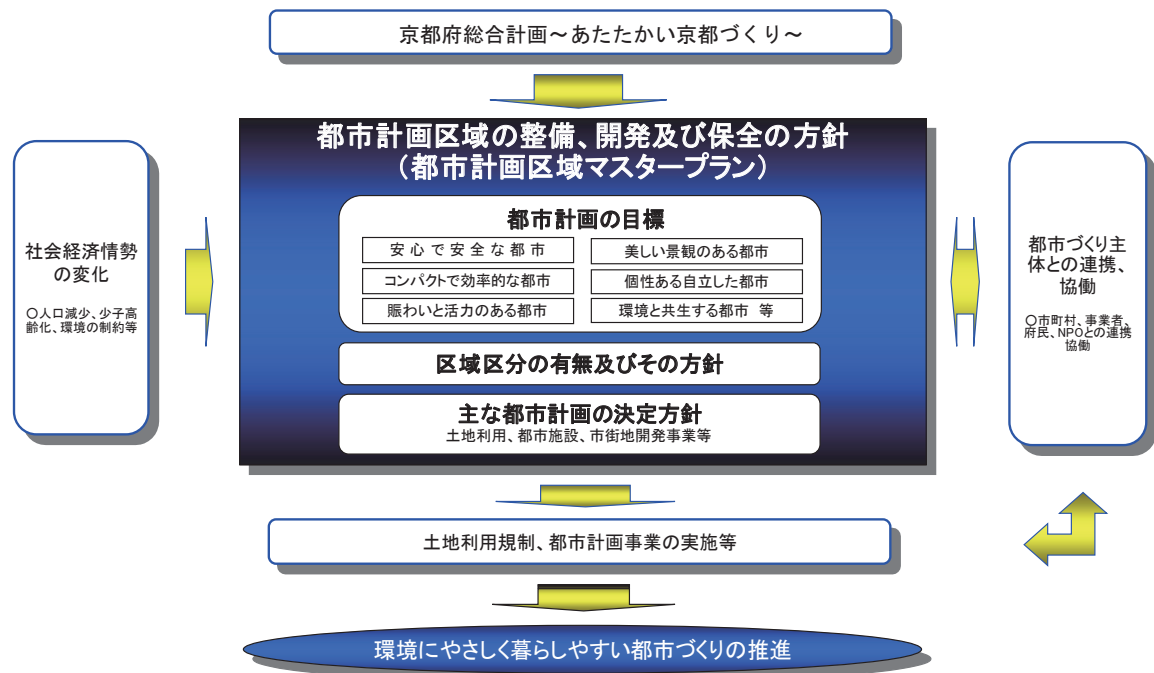
4 都市計画

基本方針

<都市計画>

地域のまちづくりの主体である市町村と、広域的な課題の調整を担う京都府が連携・協働し、地域特性を生かした取組を踏まえた、適切な土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業の推進等により、魅力と活力にあふれる、脱炭素で地球環境と調和した持続可能な都市づくりを進めます。

京都府では、13の都市計画区域を指定して区域毎に「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を決定し、区域の将来像や線引きの有無、土地利用、施設の整備方針等を定め、無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を促進していきます。



<景観>

先人が守り育ててきた貴重な資産である良好な景観を将来に引き継ぐとともに、潤いのある生活環境を創造し、个性的で活力ある地域社会を実現するため、「京都府景観条例」に基づき良好な景観形成に関する施策を推進します。

条例のねらいと構成

【ねらい】

- ・景観法（実効性ある規制誘導）と条例（ソフト施策）を両輪とした景観行政の推進
- ・市町村との連携・協働の下、府民ぐるみで良好な景観形成を推進

【構成】

京都府景観条例

府の景観施策に取り組む基本姿勢を明示 … 基本条例として
⇒ 基本理念、責務規定

法を補完する府独自施策を規定 … 独自条例として

⇒ ○景観形成の土台づくり・人づくり

- ・景観形成基本方針、公共事業景観形成指針の策定
- ・景観への理解を深めるための普及啓発

⇒ ○良好な景観形成に繋がる仕組みづくり

- ・景観資産登録制度、景観府民協定制度の創設
- ・文化的景観形成の推進

⇒ ○景観法等を活用した景観形成の推進

- ・景観計画策定方針（天橋立周辺、学研地区などの広域景観等）

景観法における条例委任規定等の整備 … 委任条例として

⇒ 景観計画の策定手続及び届出行為、京都府景観審議会の設置 等

現状と課題

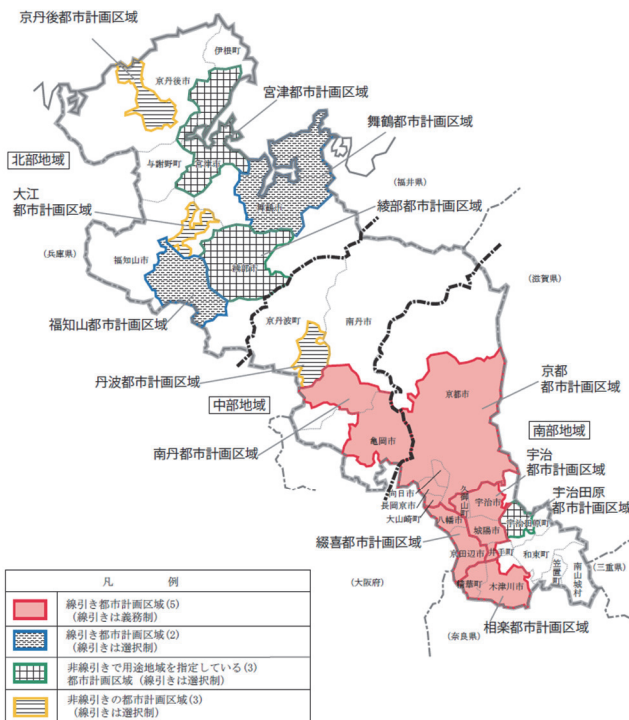
1－1 京都府、市町村における都市計画

都市計画区域毎に定める「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に基づき、南部の5都市計画区域、北部の2都市計画区域において区域区分を決定し、無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を促進しています。

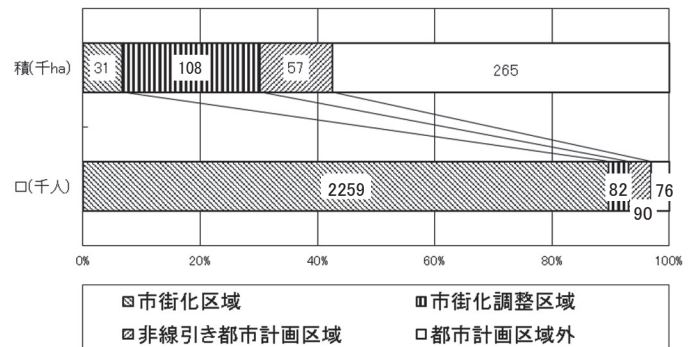
一方、都市計画区域内の22市町のうち21市町では、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」を策定されており、それぞれの市町村が、住民の意見を反映しつつ、地区別の市街地像や整備方針等を定めています。

人口減少・少子高齢化社会を迎える中、魅力と活力にあふれる、新しい時代の京都府を築き上げるため、災害に強く、誰もが暮らしやすい、持続可能な都市づくりを実現する必要があります。

■京都府の都市計画区域の指定状況



■都市計画区域、市街化区域等人口・面積比較



都市計画現況調査（R7.3.31 現在）から

都市計画区域外は京都府推計人口
調査（R7.4.1現在）から推計

1－2 様々な市街地整備事業

京都府内（京都市を除く）では、田辺北地区など125地区、面積3,098haで土地区画整理事業を、JR向日町駅周辺地区など2地区で市街地再開発事業を、久御山町まちのにな地区など43地区で都市再生整備計画関連事業を実施されているところです。

人口減少等の社会状況を踏まえ、都市を持続可能な構造へと再編するため、今後も市街地整備事業が求められています。

2 景観形成の推進

京都府では平成19年4月に「京都府景観条例」を制定し、市町村の施策を補完・支援するため、各地の良好な景観と、それを支える地域の活動を合わせて登録する「京都府景観資産（現在26件登録）」の取組を進めるとともに、専門家が地域の景観まちづくり活動を応援する「景観アドバイザー派遣」を実施しています。

また、天橋立周辺地域及び関西文化学術研究都市において、景観法に基づく「景観計画」を策定し、市町村と協力して広域的かつ良好な景観形成を進めています。

今後も、建築や開発に合わせて、地域の特性に応じた景観の保全・創出が求められます。

令和8年度主要事業の概要

1 適切な土地利用の誘導

- 地域を最も良く知る市町村が行う、人口減少社会を見据えた「地域のまちづくり」の取組を支援するとともに、必要な都市計画の見直しを進めます。

- ・府北部地域における都市計画の見直しを進めます。
- ・Ｉターン、Ｕターンを促進し、既存集落の活力維持に資するため、地域の実情や特性に応じた市町村のまちづくりを支援します。

2 まちづくり事業の推進

(1) 主要駅周辺等における市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業）の推進

- 鉄道駅周辺の拠点整備を進めるため、田辺北地区（京田辺市）の土地区画整理事業や、ＪＲ向日町駅周辺地区（向日市）の市街地再開発事業を支援するとともに、その他事業中、準備・計画中の地区の事業を推進します。

(2) 都市再生整備計画による市町村のまちづくりの推進

- 市町村が定める「立地適正化計画」に基づくコンパクトな都市構造への再編や、地域の歴史・文化・自然環境等の地域特徴を活かした個性あふれるまちづくりを進めるため、５市１町６地区において公共・公益施設の整備や地域住民のまちづくり活動を推進します。



田辺北地区 土地区画整理事業（施行中）
（京田辺市〔組合施行〕）



舞鶴西(3期)地区 都市構造再編集集中支援事業（施行中）
（舞鶴市 JR 西舞鶴駅 駅前広場整備）

3 景観を活かしたまちづくり

(1) 京都府景観条例に基づく施策の推進

景観資産登録制度【条例第12条関係】

- 登録地区の魅力を積極的に発信し、景観アドバイザー制度を活用するなど、地域の景観に関する取り組みを支援します。

公共事業景観形成指針【条例第7条関係】

- 公共事業景観形成指針に基づく、地域の景観に配慮した公共施設整備を推進します。

京都府景観審議会での検討【条例第26条関係】

- 客観的かつ専門的な立場からの審議や助言を得るために設置した景観審議会において、景観形成の推進に関する重要事項を検討します。

(2) 市町村の景観施策との連携

- 景観行政団体への移行を促進するため、市町村による景観施策を積極的に支援します。

(3) 屋外広告物行政の推進

- 登録制度により屋外広告業者を的確に把握し、より実効的な屋外広告物行政を推進します。
- 屋外広告物の許可制度により、良好な景観の形成や風致の維持等を図ります。
（市町村に、許可等の権限を一部移譲しています。）
- 屋外広告物の落下防止などの安全確保について、市町村、広告業者とも協力して対策を検討、推進します。



京都府景観資産
（和東町 宇治茶の郷 和東の茶畑）